

大阪府建築振興課内の閲覧所を利用される皆様へ

平成 27 年 4 月 1 日より、改正建設業法が施行されます

＜大阪府建築振興課内の閲覧所における主な改正点＞

1. 大臣許可業者の申請書等の一切が閲覧できなくなります

■ 現在保存しているものを含め、すべての申請書等が対象となります

・平成 27 年 3 月 31 日までは、従前どおり閲覧することができます

■ 大阪府本店の大臣許可業者の申請書等は近畿地方整備局で閲覧することができます

2. 大阪府知事許可業者の申請書等の一部が閲覧できなくなります

■ 個人情報に係る書類についての閲覧が制限されます

・引き続き閲覧できる書類については【別表 1】をご覧ください

■ 平成 27 年 4 月 1 日以降に申請・届出のあった書類が対象となります

・平成 27 年 3 月 31 日までに申請・届出のあった書類で、大阪府が保存しているものについては従前どおり閲覧できます

■ 建設業法改正について詳しくは国土交通省のホームページでご覧いただけます

(検索サイトで「建設業法改正」で検索)

国土交通省ホームページ【品確法・建設業法・入契法等の改正について】

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)

■ 国土交通大臣許可業者の閲覧についてのお問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

(住所) 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 (代表) 06-6942-1141

■ 大阪府知事許可業者の閲覧についてのお問い合わせ先

大阪府住宅まちづくり部建築振興課建設業許可グループ

(代表) 06-6941-0351 (内線 3089・3090)

(ダイヤルイン) 06-6210-9735

【別表1】

平成27年4月1日以降も閲覧できる許可申請書等の様式一覧

※平成27年3月31日までに申請・届出受付したのものについては、従前の取扱いとなります

※大阪府建築振興課内の閲覧所にて閲覧できるのは大阪府知事許可業者に限りです

(新) 様式番号	名称
第1号	許可申請書
別紙1	役員等の一覧表
別紙2	営業所一覧表（新規許可等・更新）
別紙3	証紙貼付用紙
別紙4	専任技術者の一覧表
第2号	工事経歴書
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額
第4号	使用人数
第6号	誓約書
第11号	令3条に定める使用人の一覧表
—	定款
第15～17の3号	財務諸表関連様式（法人）
第18～19号	財務諸表関連様式（個人）
第20号	営業の沿革
第20号の2	所属建設業団体
第20号の3	健康保険等の加入状況
第20号の4	主要取引金融機関名
第22号の2	変更届出書（第1面・第2面）